

研究種目：若手研究（スタートアップ）
 研究期間：2008 ～ 2009
 課題番号：20830067
 研究課題名（和文） 米国のオルタナティブな教員資格認定制度の再検討－社会的公正の観点から－
 研究課題名（英文） A Review of alternative routes to teacher certification in the U. S. A
 -Focusing on the discussion in relation to social justice-
 研究代表者
 小野瀬 善行 (ONOSE YOSHIYUKI)
 釧路公立大学・経済学部・准教授
 研究者番号：50457735

研究成果の概要（和文）：1980年代にオルタナティブな教員資格認定制度(alternative routes to teacher certification、以下 ARTC)を導入すべきと述べたマーティン・ハーバーマン (Martin Haberman) の主張やテキサス州における議論を分析することにより、導入当初、ARTCは、大都市部を抱える学校区において、臨時免許状や無資格の教員を減らすという、社会的公正の達成という観点が含まれていることを確認した。

研究成果の概要（英文）：It is highly desirable to notice that, as Dr. Martin Haberman stated, alternative routes to teacher certification have implied the various proposals for recruiting minority teachers and reducing unprepared or unlicensed teachers.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	910,000	273,000	1,183,000
2009年度	640,000	192,000	832,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,550,000	465,000	2,015,000

研究分野：教育制度学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：alternative routes to teacher certification、教員養成制度改革、アメリカ合衆国

1. 研究開始当初の背景

本研究は、アメリカ合衆国(以下、米国)におけるオルタナティブな教員資格認定制度(Alternative routes to Teacher Certification、以下 ARTC)を、「社会的公正(social justice)」の達成を目指す教員養成

という枠組みから再検討することを企図したものである。このような研究を企図した背景として、まず、日本において ARTC そのものの先行研究が少ないことが挙げられる。ARTCとは、多様な形態のために一義的な定義は困難であるが、とりわけ学士号取得の段階において、教員の資格認定のための専門的な

科目を履修しなかった学士号取得者（大学卒業の資格を有する者）を対象とし、2年間程度の代替的な課程を履修させることを以て、正規の教員資格認定を認める制度であると定義することができる。ARTCに参加する者は、代替的な課程を履修しながら、実際に学校において教員として勤務することになる。

ARTCは、1980年代中期、カリフォルニア州、ニュージャージー州、そしてテキサス州などいくつかの州において導入された後、研究計画時(2007年)の段階において、ほぼ全ての州およびコロンビア特別区に導入されている。1980年以降の米国における教員養成制度改革を語る上で、看過することができない重要な制度である。しかしながら、我が国においては先行研究が蓄積されているとは言い難い状況にある。

次に、昨今の「新自由主義」的教育改革が推進される中で、ARTCに対する評価が、一面的になっていると考えたためである。ARTCは、教員の専門性を著しく損なうものであると批判が寄せられながら、他方で教員不足の緩和、教員集団の人種的、性別的、年齢構成的多様性の確保に一定の効果があると評価される制度である。

ARTCは、多義的な評価を有するのであり、上述の各立場を支える「効果」の有無を提示するための実証的研究が多く蓄積されている。このような状況の中で、21世紀初頭に初等中等教育法改正法(No Child Left Behind Act of 2001、以下NCLB法)が成立することにより、ARTCは、同法が定める「高い適格性を有する教員(Highly Qualified Teacher)」を各教室に配置するための重要な施策として位置づけられた。このことは、ARTCが本来有していた多義的な評価を矮小化し、ARTCの評価にも少なからぬ影響を及ぼしたと考えられる。

研究代表者(報告者)は、これまでテキサス州におけるARTCの法制度について研究を行ってきた。具体的には、教員の質を維持するために資格認定(certification)に対する州および連邦の統制(control)をより強化していくことが目指されながら、他方で教員数を確保するために教員資格を取得するための準備教育の提供者について規制緩和が推し進められる状況があることを指摘してきた。このような背景の中で、ARTCは教員養成における、「好ましくない」、あるいは「やむを得ない」規制緩和の側面ということで理解され、論じられることが多かった。無論、ARTCにはそのような側面があることは否めない。しかしながら、多様な背景を有する子どもたちのために、教職に多様な人材を確保することは担保されるべきであり、ARTCを分析することで、その手がかりを得ることができるのではないか。以上が、本研究における

研究代表者(報告者)のこれまでの仮説であり、本研究はその一環に位置づくものである。

2. 研究の目的

先述したように、本研究は、米国において広範に導入されている、ARTCを、「社会的公正(social justice)」の達成を目指す教員養成という枠組みから再検討することを企図するものである。この検討は、1980年代以降から今世紀に至るまでの米国の教員養成制度に関する政策・実践・運動を分析する基礎的視角を構築するために必須の作業であると考えられる。

具体的には、以下の二つの観点を明らかにすることとした。

(1) 社会的公正(social justice)の達成を目指す教員養成という課題(agenda)の分析

ARTCに関しては、教員の専門性を著しく損なうものであると批判が寄せられながら、他方でマイノリティ教員不足に一定の効果があるものと評価されるというように、各立場を支える「効果」の有無を提示するための実証的研究が多く蓄積されている。このような中で近年、米国では大都市部を抱える学校区を中心に「社会的公正」の達成を目指した教員養成のあり方が問われ、教員の質および量を問題とする従来までの研究視角・実践の検証が急がれている(例えばCochran-Smith, M. 2005の指摘を参照)。本研究では、これらの動向を踏まえ、社会的公正の達成を目指す教員成という理論的枠組みを確認した上で、ARTCに対する従来の評価を再検討しようと試みるものである。

(2) マーティン・ハバーマン(Haberman, M)の教員養成理論の分析

1970年代から大都市部を抱える学校区に相応しい教員養成のあり方について考察し、「社会的公正」の達成を問題としながら、先駆的にARTCを提唱した人物としてハバーマン(ウィスコンシン大学ミルウォーキー校に長年勤務)を挙げることができる。そこで、彼の教員養成理論を分析することで、ARTCの導入当初の意図を明らかにする。

<引用・参考文献>

Marilyn Cochran-Smith, The AERA Panel on Research and Teacher Education: Context and Goals, In Marilyn Cochran-Smith & Kenneth M. Zeichner (Eds), *STUDYING TEACHER EDUCATION*, Lawrence Erlbaum, Associates, Inc, 2005 など

3. 研究の方法

本研究の課題を進めていく上で、主として以下の二点の分析を行った。

(1) 「社会的公正」を達成するための教職・教員養成に関する理論的構築作業

「社会的公正」の達成を目指す教員養成に関する理論構築作業は、近年の米国における教員養成に関する政策・運動・実践の早退を分析するために必須となる作業である。具体的には Cochran-Smith らの先行研究を精査することとした。

(2) ハバーマンの教員養成理論・実践の分析

導入初期の ARTC と「社会的公正」を達成するための教員養成理論との親和性を分析するために行うこととした。

4. 研究成果

(1) ハバーマンの教員養成論について

ハバーマンの教員養成論において特徴的であるのは、大都市部を抱える学校区の教員の質を維持することに注力している点である。またハバーマンは、ARTC を「学校区が教員養成を行う試みである」と捉えている点にも注意する必要がある。学校区が教員養成を行うことは 19 世紀から 20 世紀初頭の米国において珍しいことではなく、ARTC は決して教員養成における「逸脱」ではないことを彼は主張している。むしろ「逸脱」であるのは、臨時免許状の教員や該当科目について無資格および資格外の教員が、子どもたちの教育にあたることであり、学校区が教員の質に責任をもつためにも ARTC が導入されるべきであると彼は述べている。ARTC は、大学における従来までの教員養成制度 (traditional certification) に対するオルタナティブではなく、臨時免許状および資格外教員が存在するという状況を改善するためのオルタナティブという意味合いが込められていたということを確認することができたといえよう。

この他、彼は、大学における教員養成 (traditional certification) のみでは、教員候補者の多様性の確保、またカリキュラムにおいて教員候補者の教育に関する現状認識を深化すること (単に現状を肯定するのではなく、分析の上で改革を志向する態度を養うこと) などにおいて問題があると認識され、ARTC の導入が唱えられたことが明らかになった。単に規制緩和、市場主義という文脈

のみならず、社会的公正の実現のために、ARTC の導入が検討されたのである。

研究計画においては、当初、ハバーマンの教員養成論のみで論文をまとめる計画であった。しかしながら、同氏を含めた数人のウィスコンシン大学ミルウォーキー校の実践、ハバーマンが実践した Star Teacher Program の資料収集に手間取り、研究計画当初のように単独で論文を書くことが適わなかった。このことを反省し、資料収集を進めた上で、近日中に論文としてまとめることを期したい。

<引用・参考文献>

Martin Haberman, Twenty-three Reasons Universities Can't Educate Teacher, *The Journal of Teacher Education*, Vo. XXII Number 2, 1971.

Martin Haberman, Alternative Teacher Certification Programs, *Action in Teacher Education*, v8 n2 p13-18 Sum, 1986. など

(2) テキサス州における ARTC 導入に関する議論

先に述べた ARTC の理念が、実際の法制化の過程でどのように議論されたのかを調査するために、テキサス州を事例として調査をした。

結果、同州の法制化に大きな役割を果たす「サンセット諮問委員会」の席上、教員専門職団体が ARTC に対する意見を述べている議事録の存在を突き止めた。必ずしも教員専門職団体が ARTC の導入に一樣に反対したわけではなく、肯定も含めた様々な反応があったことが明らかになった。

テキサス州においては、1987 年に成立した 994 号法案 (Senate Bill 994) において ARTC の導入が正式な教員資格取得のための経路として位置づけられた。ただし、教員不足が発生している学校区、あるいは教育内容に限り、ARTC は認められるとされた。その後、1989 年の 417 号法案 (Senate Bill 417) に ARTC の条件緩和が盛り込まれ、教員不足などに限らず、ARTC を通じて教員資格を取得することができるとされた。

本研究では、417 号法案の成立過程に着目し、その成立過程において「社会的公正」などについて議論をなされた経緯がないか調査をした。具体的には、テキサス州におけるサンセット諮問委員会の議論に着目した。

サンセット諮問委員会とは、サンセット法に基づくテキサス州の機関である。サンセット法とは、州の機関の存続について評価を行い、存続の必要性がないと判断された場合には、当該機関の廃止をする手続きを定めた法律である。テキサス州のサンセット法は、

1977年に成立している。

サンセット諮問委員会は、まず、評価の対象となる機関に「自己評価報告書」を提出させる。この「自己評価報告書」で提出された様々な課題にどのように取り組み、改善策を提出するのかが評価の重要な項目になるのである。「自己評価報告書」を素材として、広く公聴会などが行われ、関連団体が意見表明を行うのも同州における特徴であるといえる。上述のように、サンセット諮問委員会は、教育関係機関の改革にも大きな役割を演じており、ARTCの導入を始め、他の教育政策についても影響を及ぼしており、その議論の成果をまとめた417号法案であったために、分析対象とした。

417号法案に結実する、ARTCの条件緩和については、テキサス学校教員協会（Texas Classroom Teachers Association、以下TCTA）が「反対」意見を述べた。これに対し、テキサス教職協会（Association of Texas Professional Educators）は、「条件つき賛成」という形で賛成しながら、従来までの教員養成を修了した教員候補者より、ARTCの修了者が優先されるべきではないことを文書によって確認している。他方、テキサス地方教育委員会協会（Texas Association of School Board）は賛成意見を述べている。

上述のように、専門職団体を標榜するTCTAが「代替的」な教員養成課程に対して明確に反対を表明している反面、他の団体はARTCに対して異なった評価を与えていることが明らかになった。

このように、ARTCの導入については、単に規制緩和を推し進めるという単純な背景ではなく、様々な論点を内に含みながら政策が形づくられたことが明らかとなった。そのような論点の中には「社会的公正」の達成と結びつく論点も多々含まれていたことを確認することができた。しかしながら、今次の改革においては、そのような論点に関する議論の余地が狭められている。付言すれば、ARTCを分析することによりNCLB法制下における今次の教育改革の特質を浮き彫りとすることができたと考える。

<引用・参考文献>

Sunset Advisory Commission, *Decision Materials on: Texas Education Agency*, 1988.

以上のような考察を進めてきたが、教育研究における「社会的公正」をどのように捉えるのかといった点について膨大な先行研究群があり、その精査が十分に行えなかったために、議論が深まらなかったという反省点が残る。今後は、これらの反省を踏まえて、さらに研究を推進させていきたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

小野瀬善行、1980年代米国テキサス州における教員養成制度関連法改正の背景—サンセット諮問委員会の議論を手がかりとして—、釧路公立大学紀要 社会学研究、第22号、2010、91-101。

〔学会発表〕（計1件）

小野瀬善行、1980年代米国テキサス州における教員養成制度改革法案の形成過程、日本教育制度学会第17回大会、2009年11月14日、常葉学園大学。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小野瀬善行 (ONOSE YOSHIYUKI)
釧路公立大学・経済学部・准教授
研究者番号：50457735

(2) 研究分担者

()
研究者番号：

(3) 連携研究者

()
研究者番号：